

2025年度 国際園芸博覧会の植物監理等実施運営補助業務委託 業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会の植物監理等実施運営補助業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2025年度 国際園芸博覧会の植物監理等実施運営補助業務委託

(4) 履行期限

契約の日から2026年3月31日（火）

※本業務は、2025年度から2027年度まで継続する予定である。植物監理の特異性・連続性を踏まえ、本業務を特段の支障なく履行しており、各年度の予算が確保されている場合、次年度以降も同一事業者と単独随意契約を行う予定がある。

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所ほか

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に開催することを2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。また、2022年11月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定され、2022年12月に「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」として認定を受けた。

2027年3月の開催に向けては、国等の関係組織と連携を図りながら、本博覧会の植物監理計画の更新及びそれに基づく運営を行う必要がある。

本業務は、本博覧会における植物監理計画及びその下位計画となる植物調達・施工・維持管理計画の各実施計画を、協会が会場設計等の検討を基に更新する業務について、他の業務の受託事業者等と連携しながら補助を行うとともに、各実施計画に基づいて本博覧会の植物調達パートナー（以下、「植物調達パートナー」という）等と連携した植物調達及び植物部のその他の業務の運営業務の補助を行うことを目的とする。

(2) 留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」の農&園藝チーフコーディネーター等構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本業務から除くものとする。

イ アに加え協会の指定する有識者から意見を聞きながら進めること。なお、有識者へのヒアリングの実施に係る費用及び手続一式は、本業務に含むものとする。

ウ 国等の関係機関（農林水産省、国土交通省、神奈川県、横浜市等）、助言者、植物調達パートナー及び協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行える体制を構築すること。

エ 2024年度迄に行われた協会内の各ワーキンググループ等の検討を踏まえ、2025年度以降実施される協会の他委託（会場設計、輸送アクセス、発注者支援、展示設計、出展計画、会場運営計画、企画業務等）の受託者と連携して取り組み、検討を行うこと。

オ ア～エの連携にあたっては各ワーキンググループ・会議等が実施されるため、それらに参加、資料作成及び調整等を行い、適切に作業を進めること。

カ 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを適宜確認すること。

キ 我が国における花き園芸・造園・農業等の振興を目指すとともに、A1クラスの国際園芸博覧会であることを念頭に取り組むこと。

ク 本業務の遂行に必要な各種委託業務の成果品は、委託契約締結後に貸与する。

3 業務内容

下表の業務項目について、委託者と協議しながら検討を行う。詳細は以下のとおり。

| | 業務項目 | 主な業務内容 |
|-----|------------------------|--|
| (1) | 植物監理実施計画及び下位計画の検討・更新補助 | ・植物管理計画の検討、更新 ・植物調達計画の検討、更新 ・植物施工計画の検討、更新 ・植物維持管理計画の検討、更新 ・植物運営関連業務の具体化検討・植物運営関連業務の具体化検討 |
| (2) | 植物監理の進行補助 | ・植物監理の進行補助 ・関連事業との調整補助 |
| (3) | 植物調達運営補助 | ・植物調達リスト案の調整補助 ・植物調達関係者調整補助 ・植物調達発注補助 ・早期発注植物の育成状況監理補助 |
| (4) | 植栽試験の運営補助 | ・第2回および第3回植栽試験の運営補助 |
| (5) | 植物アドバイザーボードの運営補助 | ・植物アドバイザーボード及び同専門委員とのヒアリング運営補助 |
| (6) | 打合せ | ・業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月2回程度の間隔で定期的に打合せ ・打ち合わせ、ヒアリングの都度、議事録を作成 |
| (7) | 報告書取りまとめ | ・本業務について各年度末に報告書等を提出 |

本業務の遂行にあたっては、主催者展示・修景等の設計側が提示するテーマや植栽イメージに対し、植物調達の視点から本博覧会の開催趣旨や花き園芸・造園等の関係分野の課題と方向性を踏まえつつ、本博覧会において展示すべき植物の提案を行うこと。

(1) 植物監理計画及び下位計画の検討・更新補助

植物監理計画には、植物調達計画・植物施工計画・植物維持管理計画及びその他の業務計画の下位計画（以下、「各植物計画」という）を含む。これらを統合・監理（進行管理等）し、齟齬のない計画・運営を行うため、植物監理計画がある。協会が行うこれらの計画の策定に当たって、この補助を適切に行うため、植物監理の体制を理解し、必要に応じて与条件を整理してから業務に取り組むこと。

これらの補助業務の遂行にあたっては、契約後に貸与する成果品の内容を踏まえるとともに、別途発注される会場実施設計・工事発注等の更新・進捗状況に伴い各植物計画へ反映させる必要があることを前提に取り組むこと。



ア 植物監理計画の検討・更新

協会におけるこれまでの検討状況を前提に、別で検討される主催者展示・会場実施設計等の植物監理計画に関連する内容を反映し、各植物計画の進捗管理・調整や、各植物計画を横断する以下の事項について、計画更新作業の補助を行う。

(ア) 植物監理体制の更新

- ・植物監理体制

他の発注状況等の進捗に合わせ、植物調達、植物施工、植物維持管理を総合的に調整する植物監理の体制案及び植物管理センターの運用方法を更新する。

- ・植物監理体制図

開催期間である2027年度を見据えた植物監理体制図案（案）を更新する。

(イ) スケジュール（2025年度段階における検討案）の更新

- ・植物監理スケジュール
- ・植物調達及び生産スケジュール（養生が必要な期間設定を含む）
- ・植物維持管理スケジュール（会期前～会期中を対象とする）

※会場・主催者展示等の実施設計は別途検討されており、適宜情報提供する。

(ウ) 各種事業費の積算更新

積算対象、項目、手法は委託者と協議の上、決定する。

- ・植物維持管理費（会期前、会期中を含む）
- ・植物調達費（材料費、委託費、植物バックヤード運営費等）の積算及び見積書作成
- ・植物調達パートナーから提出される見積内容の妥当性の確認
- ・植物調達パートナーの事務局体制とその事務費に係る妥当性の確認
- ・植物ローテーション施工費（植替えで発生する作業費等を主な対象とする）が、初期整備で発生する施工費も積算の対象とする

イ 植物調達計画の検討・更新

別で検討される主催者展示・会場実施設計等の植物監理計画に関連する内容を反映し、植物調達計画に関する以下の事項について、計画更新作業の補助を行う。

(ア) 植物調達計画

- ・各実施設計の進捗（調達規模の変動）に合わせた調達体制、手法等の更新
- ・緊急時の適切な運営手法の提案（安全管理、自然災害、事故発生防止等）

(イ) 植物バックヤード運営計画（メインバックヤード）

植物バックヤードは主に検収を行う調達的な性格のメインバックヤード1か所と、工区へ送り出す前の一時的な仮置き場である施工的な性格のサテライトバックヤード3か所を設置予定である。本項目ではメインバックヤードの検討を主に指している。

- ・計画図、必要施設や物品の更新
- ・花台車・牽引車の手配計画
- ・効率的な搬入、荷受、検品、仕分け、搬出、運搬等作業の検討及びメインバックヤード運営方法の深度化（早朝開園・夜間開園管理計画の検討を含む）
- ・サテライトバックヤードとの連携方法の検討
- ・メインバックヤード実施運営体制の検討
- ・植物調達に係る納品書等書類及び書式の検討
- ・ICTを活用した運営手法の検討

(ウ) 植物に関するサステナビリティ

- ・実現可能な環境配慮型の植物調達、SDGsに即した資材工夫等の具体化検討（使用後植物の再利用、廃棄植物の堆肥化等）
- ・植物調達コードに準拠した調達方法の整理
- ・別途業務で検討されるサステナビリティに係る計画等との連携

ウ 植物施工計画の検討・更新

別で検討される主催者展示・会場実施設計等の植物監理計画に関連する内容を反映し、ローテーション施工（会期中の植替え）や初期整備（会期前の植物の植付）における工区ごとの作業方法や植物搬出計画等の植物施工計画に関する以下の事項について、計画更新作業の補助を行う。

(ア) 工区別作業計画

- ・植物施工体制
- ・植物施工工区（人工の割り当て含む）

主催者展示や会場実施設計等で設定される工区を維持管理するために必要な人工も含めた検討を行う。

- ・各工区の特異性を踏まえた植物施工内容及び作業方法等の検討

(イ) 植物バックヤード運営計画（サテライトバックヤード）

- ・植物搬出計画の深度化
- ・計画図、必要施設や物品の更新
- ・サテライトバックヤード実施運営体制の検討

エ 植物維持管理計画の検討・更新

別で検討される主催者展示・会場実施設計等の植物監理計画に関連する内容を反映し、植物維持管理計画に関する以下の事項について、計画更新作業の補助を行う。

(ア) 植物維持管理体制

- ・工事期間中（会期前）及び会期中の協会関係課・工事受注者などの植物維持管理に関わる役割分担
- ・維持管理工区の設定
- ・各工区特異性を踏まえた会期前・会期中・閉幕後の作業内容の整理及び体制、運営の検討

- ・全植物管理受託業者（協会業務受託者及び出展者業務受託者）間の工程調整の更新、工事発注単位を視野に入れた体制の整理（人工の割り当て含む）
- ・植え替え作業及び植物搬入スケジュールの更新
 - ※植え替え頻度等は、別途検討される各実施設計を基に更新
- ・植物バックヤードでの植物養生・維持管理の具体的手法

(イ) 屋内外展示・出展に関わる植物維持管理

主催者展示等の特殊な屋内外展示の植物維持管理について検討する。また、協会と各出展者による出展等の植物維持管理について各事業主体との役割分担を検討する。検討にあたっては、別途検討される主催者展示・出展等の各種計画もしくは設計業務を基に行うこと。

- ・屋内外の展示及び出展区分の整理
- ・主催者展示等における特殊性を踏まえた植物維持管理の手法
- ・展示、出展を主体的に担当する別途業務及び部署との調整を踏まえた各事業主体との役割分担等
- ・公式参加国から提出される輸入植物リストの内容確認及び公式参加国サポートの補助（5か国程度を想定）
- ・公式参加国を除く出展者が協会に提出する出展計画（特別規則第4号参照）のうち植物に関する確認業務補助

(ウ) 植物再利用・廃棄計画の更新

別途検討される本博覧会の廃棄計画と連携し、各植物計画の更新に伴って更新される植物関連の廃棄物について、植物の移設を含む再利用等を踏まえた植物再利用・廃棄計画の具体化を行う。

- ・植物廃棄方法
- ・植物再利用、移設方法（協会以外の主体への移設を含む）
- ・植物廃棄総量及び廃棄料金

※（1）のイの（ウ）「植物に関するサステナビリティ」の検討を反映すること。

オ 植物運営関連業務の具体化検討

植物情報サービスに関する具体化検討など、植物運営関連業務の具体化検討を行う。別途検討される会場運営計画及び会場実施設計と連動して、植物に関する情報提供手法や樹名板等の植物に関するサインといった植物情報サービスの検討を具体化する。なお、本委託には会場案内等の検討は含まない。

- (ア) 植物サインの検討（情報提供方法、個別サイン等）
- (イ) 調達契約した植物の学名整理
- (ウ) 植物運営方法の検討（（仮称）植物情報センター機能の具体化等）
- (エ) 植物維持管理に関するボランティア計画の作成補助
- (オ) 受け入れ可能なボランティア項目の作成、必要人数の更新
 - （例）植物維持管理、ガイドボランティアなどを想定
- (カ) 植物記録集制作に向けた検討

(2) 植物監理の進行補助

ア 植物監理の進行補助

植物調達と植物維持管理・施工の担当が複数課をまたがるため、円滑な植物監理運営に資することを目的に協会が行う各植物計画の全体進捗管理を技術的な面で補

助する。

イ 関連事業との調整補助

並行して具体化される会場設計（工事含む）、会場運営、展示設計、出展計画、各規則関係、都市公園事業（横浜市）等の調整に必要な会議（月1回程度）への臨席、事前調整、資料作成、各植物計画への反映等を行う。

(3) 植物調達運営補助

ア 植物リスト案の調整補助

協会が植物調達パートナーやその他植物供給者（以下、「植物調達パートナー等」）へ提示するために作成する植物リストについて、その検討に資する案について作成する。作成に当たっては、神奈川県、首都圏及び全国の生産情報を勘案しながら、原則として主催者展示・会場実施設計等の実施設計（植物計画リスト等）と調整を図るとともに、植物調達パートナー等との質疑応答やヒアリング結果も踏まえるものとする。

なお、当該案には、必要に応じて展示や植物調達の観点から設計内容の確定に関わらず、使用すべき材料として先行的に手配すべき植物を含めるものとする。

(ア) 植物計画リストの調整

会場計画に関連する各種植栽実施計画を踏まえた品目、品種、調達数量（設計数量＋予備数量）、園芸分類、納品時の検査規格（鉢径、高さ、葉張）、観賞規格、調達時期、生産開始時期、花（実）期、花（葉）色等を記載した植栽設計シートに基づいた植物リスト案の作成

イ 植物調達関係者調整補助

(ア) 植物調達パートナーとの調整補助

打ち合わせ（年24回程度）への臨席、事前調整、資料作成、議事録作成等

ウ 調達植物発注補助

契約期間中に予定している植物調達の発注に必要な項目の整理や、透明性のある発注業務に必要な手続きの補助を行う。なお、発注業務そのものには関与しない。

(ア) 植物リストの作成

「(3)のア 植物リスト案の調整補助」で作成した案から必要項目を抜き出し、かつ、今年度調達が必要な理由を併記して作成。

(イ) 設計図書の作成補助

植物計画リストを参考とした仕様書案の作成。

エ 早期調達植物の育成状況監理補助

協会が発注済みの早期調達植物の育成状況を確認・監理するため、資料作成や植物に対する知見等の技術的な補助を行う。発注者の指示のもと現地に赴く等の方法で植物の生育状況の確認を行い、管理記録シートなどの報告書の作成を行う。

(4) 植栽試験の運営補助

協会の指定する組織と連携し、植栽試験の運営補助を行う。なお、日常的な維持管理や日報作成、定期測定の実施は本委託に含まない。

<植栽試験について>

植栽試験は連携先大学内圃場で第1、第2回を、会場近隣の公園内で第3回を実施する予定である。第1、第2回は出品植物をホームページで募集し、協会を事務

局として出品者調整、植付、測定記録のとりまとめ、現地審査会を実施する。第3回は協会が植物調達パートナーへ植物を別途発注し、公園指定管理者と協同で実施する。

本業務では、4月から9月までは第2回、10月から3月までは第3回の運営補助を想定している。

<植栽試験の実施スケジュール>

第1回：2024年9月に終了

第2回：2024年10月、2025年1、4、6、9月に植付（予定）

2025年3、5、7、9月に審査会実施（予定）

第3回：2026年1、4、6、8月に植付（予定）

ア 第2回植栽試験の運営補助

(ア) 第2回植栽試験の植付関連補助

- ・試験区画の配置図等の作成（1m四方の区画300箇所、全3回植付分）
- ・植付補助（現地対応あり。全3回植付分）
- ・保水材試験等の実施補助（設営補助、植付け補助、記録補助等）
- ・圃場撤去作業補助

(イ) 第2回植栽試験の報告書作成

- ・試験結果のとりまとめ（アメダスデータを入れ込むこと）
- ・審査会用の写真撮影（昼間と夜間各3回、全6回程度）
- ・各植栽設計及び植物調達への反映方法の整理等（審査会終了後に記載）

(ウ) 第2回植栽試験の審査会運営補助

- ・審査会用資料の作成（3の(4)のアの(イ)で作成したものを基に作成）
- ・審査会の運営補助
- ・審査委員への謝礼等（7名程度、全3回）

イ 第3回植栽試験の運営補助

第3回植栽試験は、2025年度冬季より、会場近隣の公園の花壇（50㎡程度を想定）において、博覧会で調達予定の植物の一部を用いて実施する予定である。

(ア) 第3回植栽試験の実施準備補助

- ・植栽図面の作成（植栽内容は会場の植栽設計担当者と調整すること。公園の図面データは委託者が提供する。）
- ・土壌分析（2地点想定）
- ・現地事前準備（公園指定管理者との打合せ、地拵えの作業等）
- ・博覧会の機運醸成に向けた提案及び調整（ボランティアの参画、花壇への簡易サインの設置等）

(イ) 第3回植栽試験の植付関連補助

植付作業の補助（冬季に1回）

(ウ) 第3回植栽試験の報告書作成

- ・各植栽設計及び植物調達への報告等

(5) 植物アドバイザーボードの運営補助

ア 植物アドバイザーボード及び植物アドバイザーボード専門委員ヒアリングの運営補助を行う。

- (ア) 開催運営（謝礼等の支払、議事録作成等）
- (イ) 意見の取りまとめ及び各植物計画への反映手法の整理
- (ウ) 当日資料作成

※会議の開催は年3回程度を予定。

(6) 打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月2回程度、定期的に打合せ等を行うほか、必要に応じて実施する。打合わせにおいては、委託者と協議の上、WEB会議も可能とする。

また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行い、ヒアリングの実施に伴う費用は本業務に含むものとする。打合せ・ヒアリングの都度、議事録を受託者が作成し、次回打合せを目途に提出すること。

(7) 報告書とりまとめ

本業務について、報告書に取りまとめる・資料は図表等を用いて、分かりやすく作成するとともに、積算方法等は根拠が分かるよう整理すること。また、翌年度に向けた課題や引継事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。なお、図面等でA4判では判別しづらい場合は、A3判の差し込みや別冊も可とする。

4 成果品

本業務の成果物は次のとおりとする。提出期限、提出方法等については、納品前に協議の上、決定する。

- (1) 報告書（A4判・ドッジファイル製本） 2部
別冊の資料などを作成する場合は、製本部数について委託者と協議すること。
- (2) 本委託業務により作成した資料の電子データ（DVD等格納） 2部
（Microsoft Office、Illustrator、CAD等で編集可能データも格納すること）
- (3) その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に拘らず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 協会事務所に在籍して伴走支援することで、効率的かつ合理的に本業務を進めることができると受託者と委託者の双方が合意する場合、週3回を上限に担当者を配置することができる。なお、伴走支援の内容は、本業務に含まれる内容に限る。
- (3) 管理技術者は委託期間中の業務経過内容全般を把握し、適宜進捗状況のフォローアップを行うこととする。なお、管理技術者はプロポーザルで提案された者とし、変更することはできない。
- (4) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出展等はすべて明確にすること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会及び横浜市等が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (6) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

- (7) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (8) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。
- (13) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。チェックシート及び誓約書の様式については、次の協会ウェブページを参照すること。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/

6 参考

- (1) 上位構想、既往計画等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018(平成30)年3月)
 - イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019(令和元)年7月)
 - ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020(令和2)年2月)
 - エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020(令和2)年3月)
 - オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021(令和3)年5月)
 - カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)(2022(令和3)年6月)
 - キ 横浜国際園芸博覧会協会基本計画（2023年1月）
 - ク GREEN×EXPO2027の理念や取組を踏まえた「新しい公園」構想骨子（2024年3月）
- (2) 関係規則等
 - ア AIPH規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
 - イ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - (ア) General Regulations of the International Horticultural Expo「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - (イ) その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
なお、規則関係の更新に注意すること。
- (3) 関連するウェブサイト

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局「国際園芸博覧会」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>

○横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局「旧上瀬谷通信施設」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/chikutoha/kamiseyagaiyou.html>

○横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>

○農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

○国土交通省「国際園芸博覧会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

○AIPH (国際園芸家協会)

<http://aiph.org/>

○BIE (博覧会国際事務局)

<https://www.bie-paris.org/site/en/>